平成２２年（フ）第１４８１号
埼玉県上尾市大字平方領々家34番地３　パーナプラザＢ―201
債務者　松田　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９６号
名古屋市西区清里町176番地
債務者　森平　里奈
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８８号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟427号
債務者　吉田　和正
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４２９号
愛知県小牧市小牧４丁目488番地
債務者　桜井こと　櫻井　誠司
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１８号
名古屋市千種区若水２丁目４番９号　市営仲田荘９―210号
債務者　喫茶スマイルこと　柳沼　榮子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６３０号
愛知県安城市安城町若宮49番地１　エクセルグランデ南安城501
債務者　寺岡　利子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
愛知県豊田市大林町12丁目３番地３　ハイツ内藤Ａ―１号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６７５号
愛知県岡崎市美合町字西屋敷147番地１　マンション本間301
債務者　坂本　信也
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
岡山県倉敷市玉島八島621―10、住民票上の住所岡山県総社市真壁2135番地
債務者　越智　和子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第１３８号
栃木県足利市西新井町3238番地２
債務者　金井　牧代
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１７８号
栃木県足利市利保町２丁目22番地８
債務者　齋藤　紀代
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月29日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第７２０７号
大阪市港区港晴３―４―５　トレジャープラザ201号、住民票上の住所大阪市港区港晴３丁目４番５号　トレジャープラザ101号
債務者　内藤　直行
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２４号
横浜市港南区日野中央３丁目21番13―401号
債務者　神田幸之助
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５２２号
横浜市旭区若葉台１丁目11番303号
債務者　村田　花子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５４８号
横浜市戸塚区汲沢町335番地
債務者　上野　雅人
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１８号
横浜市西区御所山町73番地の17　御所山コーポ402
債務者　林　　福枝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部